

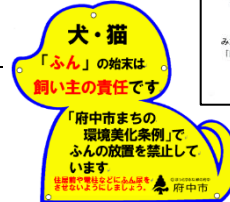
本市の環境美化の現状と課題

1 府中市まちな環境美化条例について

(平成15年12月26日制定、平成16年4月1日施行)

(1) 禁止行為

- 第7条第1項 空き缶等及び吸い殻等の投棄
 第2項 公共の場所等における落書き
 第3項 犬又は猫のふんの放置
 第4項 環境美化の推進を害する簡易広告物の掲示
 第5項 空き缶等回収容器を設置しない自動販売機



(2) 環境美化推進地区

- 第8条 市長は、次に掲げる地域を環境美化推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。
- (1) 空き缶等及び吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地域
 - (2) 市民等及び事業者が積極的に清掃活動等に取り組んでいると認める地域
- 2 市長は、推進地区において、この条例の目的を達成するための施策を重点的に実施することができる。

(3) 喫煙禁止路線

- 第9条 市長は、推進地区において、喫煙を特に禁止する必要があると認める道路を喫煙禁止路線(以下「禁煙路線」という。)として指定することができる。
- 2 禁煙路線においては、路上で喫煙する行為を禁止する。
 - 3 市長は、禁煙路線を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、規則で定める事項を告示するとともに、禁煙路線であることを示す標識を設置するなど周知に努めるものとする。

(4) 指導、勧告及び罰則

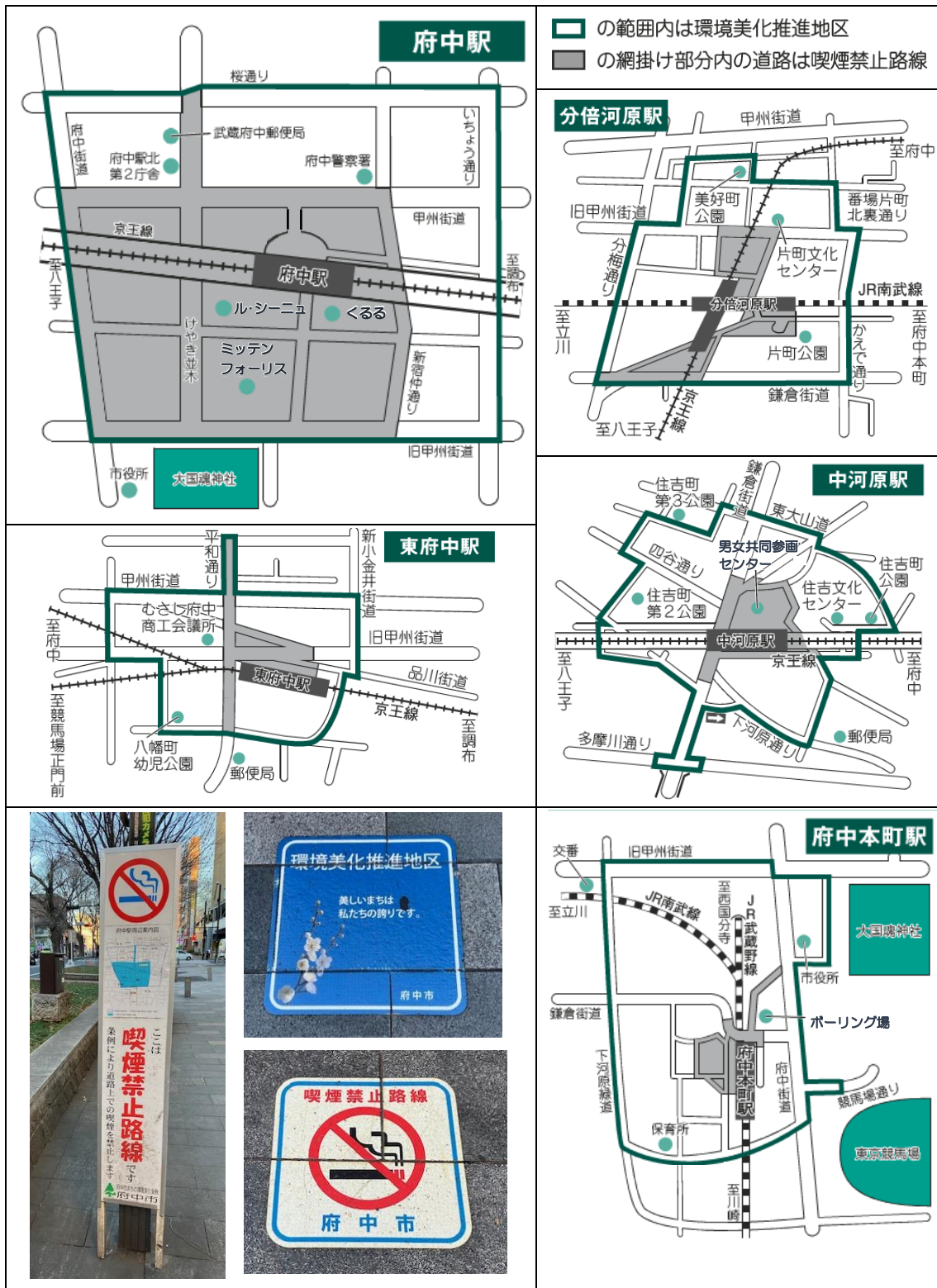
- 第13条 市長は、第7条に規定する禁止行為を行った者及び第9条第2項に規定する禁煙路線において喫煙を行った者に対して、指導又は勧告を行うことができる。
- 第14条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、これに従わないときは、5万円以下の過料を科すことができる。

(5) 環境美化推進地区・喫煙禁止路線制定箇所

制定日 平成16年10月1日

制定箇所 5か所

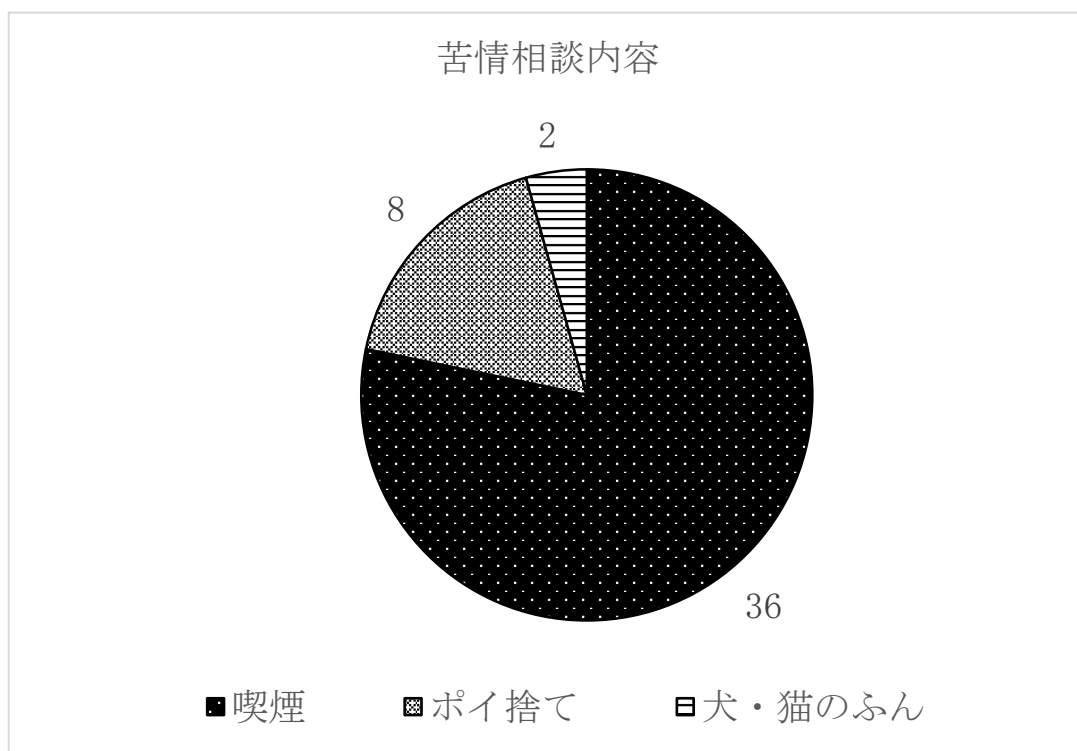
府中駅、東府中駅、府中本町駅、分倍河原駅、中河原駅の周辺



2 環境美化に関する苦情相談等の状況（市長への手紙参照）

(1) 過去5年間の苦情相談内容（令和4年度は1月末まで）

年度	喫煙	ポイ捨て	犬・猫のふん	環境美化関係件数
平成30年度	7件		1件	8件
令和元年度	7件			7件
令和2年度	3件			3件
令和3年度	5件			5件
令和4年度	14件	8件	1件	23件
合計	36件	8件	2件	46件

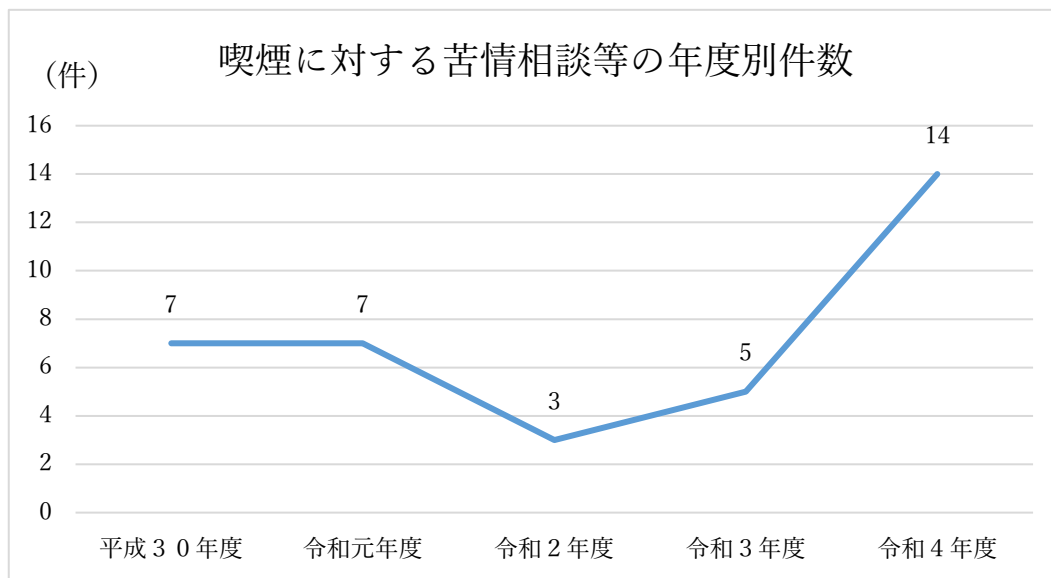


・環境美化関係の苦情相談は喫煙、ポイ捨て、犬又は猫のふんがある。その中でも喫煙に関する相談は、毎年寄せられており、かつ件数が最も多い。

(2) 喫煙に関する苦情相談の状況（市長への手紙参照）

※令和4年度は1月末まで

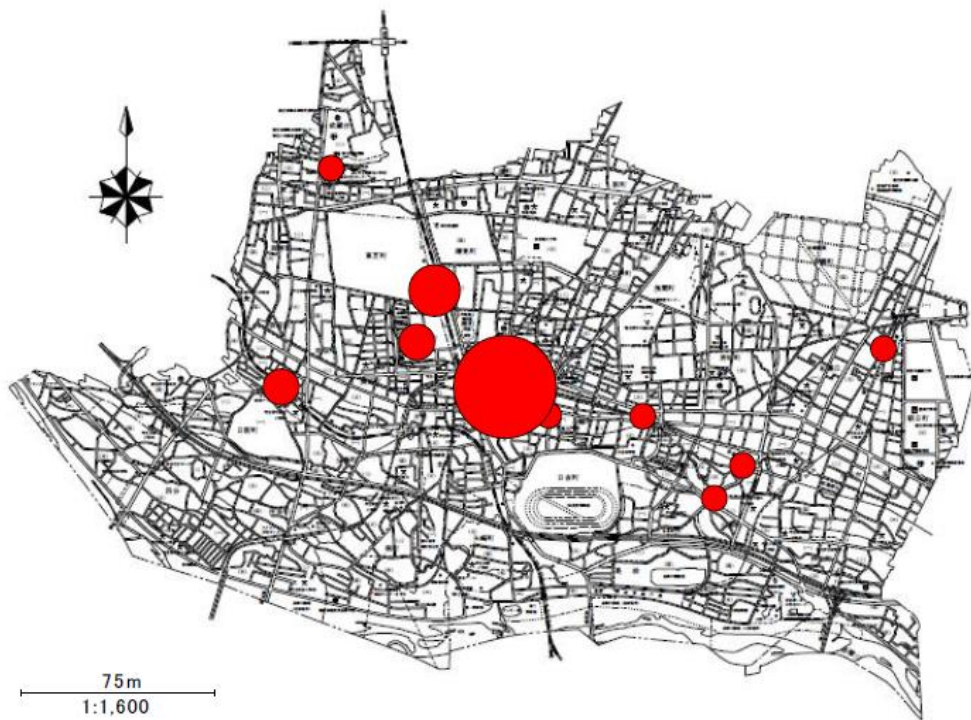
ア 喫煙に対する苦情相談の年度別件数



- ・平成30年度から令和2年度にかけての件数は横ばい又は減少となっていたが、令和4年度は大幅に増加している。

イ 喫煙に対する相談の場所別件数（複数回答あり）

場所	件数
府中駅	16件
北府中駅	4件
西府駅	2件
東府中駅	1件
多磨駅	1件
多磨霊園駅	1件
日鋼団地付近	2件
武蔵台3丁目	1件
東郷寺通り	1件
八幡町	1件
市内全域	6件



ウ 市長への手紙の例

- ・令和2年12月 府中駅周辺で歩きたばこや自転車に乗りながらたばこを吸っている人をよく見る。
- ・令和3年8月 府中駅周辺で、たばこのポイ捨てが多い印象を受ける。罰則や規則の強化を検討してほしい。
- ・令和4年9月 数人がけやき並木通りすぐの高架下のベンチにて、たばこを吸ったり、お酒を飲んだりして公衆道徳的に劣悪である。

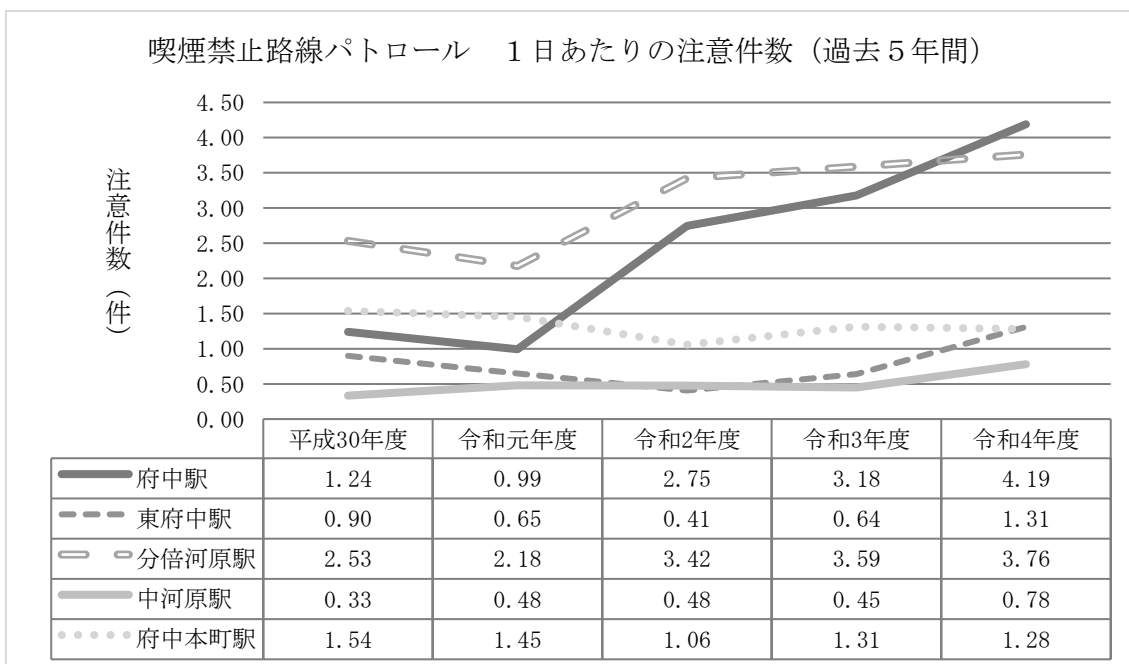
3 喫煙禁止路線パトロールについて

(1) 委託内容

- ア 場 所 喫煙禁止路線5か所、及び環境美化推進地区、主要駅付近
- イ 巡回員 委託事業者2名
- ウ 回 数 年間1,272時間（1か所2時間×3か所×212日）
- エ 開始年度 平成17年度

(2) 実績

1日（2時間）あたりの注意件数（過去5年間）



※環境美化推進地区・喫煙禁止路線指定地区以外での注意実績は除く

※巡回時間2時間を1日に換算

(3) 職員の対応

- ・けやき並木において、委託事業者のほか、市職員も注意活動を行っており、口頭注意を受けた者のほとんどは喫煙の停止に応じるが、特定の喫煙者については、注意者が立ち去ると喫煙を再開することがある。（地図①②）
- ・けやき並木の京王線高架下のベンチにおいて、特定の方による居座り行為が発生し、喫煙や吸い殻等のポイ捨て及び路上飲みが散見されたため、市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、当該ベンチのあるスペースを封鎖している。（地図③）
- ・けやき並木に係る部署との間で、報告や対策について協議する場を設置している。

